

伊勢崎都市計画地区計画の変更（伊勢崎市決定）
 都市計画喜多町地区地区計画を次のように決定する。

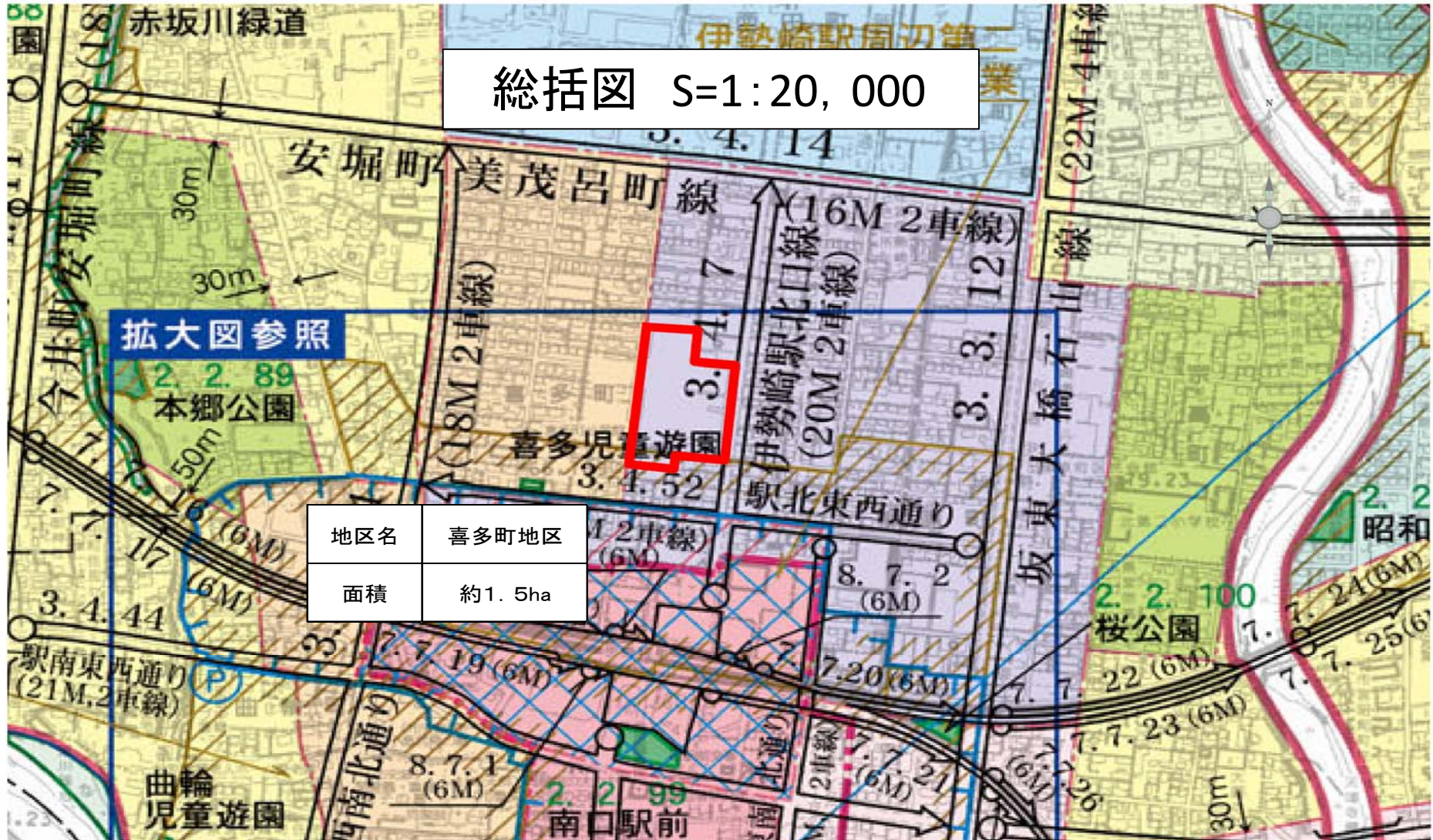
名 称		喜多町地区地区計画	
位 置		伊勢崎市喜多町の一部	
面 積		約 1.5 ha	
地区計画の目標		本地区は伊勢崎駅の北に位置し、住宅開発による土地利用の転換に伴い、建築物の用途の制限等により、良好な居住環境を保全し、土地利用や建築物の立地特性に配慮した市街地の形成を図ることを目標とする。	
び 保 全 の 方 針	区域の整備・開発及び	土地利用の方針	良質な住宅市街地の形成を図る。
		建築物等の整備方針	良好な居住環境の保全を図るため、建築物の用途の制限のほか、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の高さ等の最高限度、垣又はさくの構造の制限を定める。
地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物等の用途の制限	建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第6項の規定による制限に則するほか、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の6の2で定める運動施設 2. カラオケボックスその他これに類するもの 3. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
		建築物の敷地面積の最低限度	150㎡
		建築物の高さ等の最高限度	建築物の高さは、建築基準法施行令第2条第1項第6号に規定するものとし、軒の高さは、同項第7号に規定するものとする。 1. 建築物の高さは、10メートルかつ階数は2を超えてはならない。 2. 建築物の軒の高さは、7メートルを超えてはならない。
		垣又はさくの構造の制限	道路に面する垣又はさくの構造は、生垣又は透視可能なフェンス等にする。ただし、フェンス等の基礎で高さが0.6m以下のもの又は門袖(門柱を含む)で片側の幅が2m以下の部分にあってはこの限りではない。

「区域は計画図表示のとおり」

理由書

本地区は、住宅開発による土地利用の転換に伴い、建築物の用途の制限等により、良好な居住環境の保全及び立地特性に配慮した市街地環境の形成を図るため、地区計画を定めるもの。

総括図 S=1:20,000



拡大図参照

地区名	喜多町地区
面積	約1.5ha

0 100 200 300m

計画図 S=1:2,500

番号	名称
1~4	筆界
4~6	道路端
6~8	筆界
8~1	道路端

0 100m

